3 豊 福 号 外 令和3年4月5日

事業所 各位

豊川市福祉部福祉課長

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う、放課後等デイサービス、 児童発達支援の加算の取り扱いについて(通知) このことについて、下記のとおりお願いいたします。

記

1. 趣旨

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、放課後等デイサービス、児童発達支援につきまして、個別サポート加算(I)が新設されました。

2. 放課後等デイサービス

現在指標該当となっている児童につきましては、令和3年4月1日より、個別サポート加算(I)の決定がされているものとして、取り扱います。(加算の表記をした受給者証は発行しません)

※重心型放課後等デイサービス事業所のみを利用している場合には、算定の対象外となりますが、重症心身障害児が非重心の事業所を利用した場合は、加算の対象となります。

3. 児童発達支援

加算の対象者かどうかの決定は、基本的には通所給付決定と同時に実施されていることから、通所給付決定の際に、決定をするものとして取り扱いします。これに伴い、既に通所給付決定が出ている児童について、加算対象者の見直しは行いません。(更新や新規申請で、支給期間が令和3年4月1日始まりの児童につきましては、加算対象者かの判定を行っております)

※但し、申請があった際には、加算の対象者か判定を行い、対象の場合

については受給者証を発行します。

4. その他

ご不明な点は、下記連絡先までご連絡をお願いします。

(連絡先)

担 当 福祉部福祉課障害福祉係

電 話 0533-89-2159

FAX 0533-89-2137

E-mail fukushi@city.toyokawa.lg.jp